

日付：2007年1月19日

International Organization for Standardization (国際標準化機構)  
International Accreditation Forum (国際認定機関フォーラム)

## **認定審査の最適実施要領検討グループ**

### **CAB公平性委員会を審査する活動に関する指針**

この文書は、適合性評価機関(CAB)の業務の公平性を確実にするためのCABの機構に適用される要求事項をCABが遵守しているか否かの審査を、認定機関(AB)がどのようにして実施するかについての指針を提供するものである。これにより、再発する疑念を明らかにし、個々のABがそれぞれ採用しているアプローチの整合性を高めることを目的としている。

マネジメントシステム(MS)認証を提供しているCABは、機関自ら、またその運営活動において、公平性を保証し、文書化された公平性に関する機構をもつことが要求されている。例として、公平性委員会またはそれと同等の組織等が挙げられる。

公平性には、CABの認証・登録システムの内容及び機能に関する方針及び原則の作成作業に関わるすべての当事者が参画する必要がある。

公平性に関する機構には、以下の事項について、レビュー及び実行する権限を与えることが望ましい。

- CABの現行活動及び意図する活動
- 主要要員の力量、及び
- CABの運営に伴う潜在的リスク

公平性は、CABにおいて、以下の三つのレベルを確立する必要がある。

- 戦略及び方針
- 認証・登録に関する決定
- 審査

公平性に関する機構は、三つのレベルすべてにおいて、公平性を保証することが要求され、(単一の利害関係者が支配的にならない限り)独立機構、運営管理部門との複合組織どちらも可能である。支配的な単一の利害関係者がいないことを確実にするために、例えば、出席、定数、投票の規則など、メンバーの権利義務を確立する手順の正式規則があることが望ましい。上記のような単一支配に対する予防措置がある場合、公平性に関する機構に、CABの経営者を代表とすることはできる。

公平性に対する機構の機能の一つとして、商業面又はその他の考慮から、客観的な認証サービスの提供を妨げないことを確実にすることにある。これは、経営者の商業的利害が、認証方針及び決定に影響を及ぼす可能性がある場合、とりわけ重要となる。

公平性に対する機構及びその手順の正式な規則は、CABの法的地位を確立している文書に規定されている、または、公平性の保証を譲歩するような変更がなされないようにするその他の手段により、定義されている必要がある。これは、公平性に対する機構に対し、方針の承認に対

する権限、及び公平性に対する機構自体の運営に関する手順規則など、重要な手順を承認する権限を付与することもある。

CAB は、単一の利害に支配されず、関連する利害関係者が公平性に対する機構を代表することを保証することが望ましい。これら利害関係者には、CAB、規制当局、NGO（認証制度の種類によるが、文化団体、労働組合など）、コンサルタント、学術経験者等、認定を受けている CAB の適合性評価サービスの中間ユーザー（産業）及びエンドユーザー（消費者）が含まれる。

このグループは、公平性を保証する責任をもつハイレベルのグループであり、技術・産業分野に基づいたグループを主に意図されていない。

特に、グループの構成メンバーが、CAB の技術的専門知識の範囲を反映されていることは、期待されていない。しかし、必要であれば、技術専門家から、その運營業務において支援を受けることはできる。

グループのメンバーは、機密保持及び利害抵触がないことに対する宣言書に署名しなければならない。

関連する利害関係者を特定し、関与させるプロセスが妥当であることを実証する責任は CAB にあり、それら利害関係者の参加の妥当性を実証する責任は、公平性に対する機構自体にある。

適切かつ公平な認証・登録の提供を可能にするため、CAB のマネジメントは、公平性に対する機構に対し、その業務を実施するために必要とされるすべての情報を提供することが望ましい。これには、以下の推論を含むが、それに限定されるものではない。

- すべての重要な決定及び処置、及び
- 認証・登録に関して、特定の活動に対する責任者の選定

AB の審査員は、公平性に対する機構の適切性及びその運営内容の有効性を、以下により検証することが望ましい。

1. （必要に応じ）公平性に対する機構の構成、代表となる利害関係者、伴う専門知識の確認。
2. 文書化された委任事項、及び文書化された手順、機構が通常実施している方法に対する規則の検証。
3. 公平性に対する機構が、CAB の変化するニーズに対応してタイムリーに介入する能力についての考察。
4. 公平性に対する機構のアウトプットの妥当性及び有効性の評価。
5. 公平性に対する機構について、マネジメントからの報告の内容及び正確さの考察。
6. CAB が、外部審査の結果について、公平性に対する機構に報告しているか、また、AB からの推奨事項がある場合は、その勧告内容の報告をしているかの特定。

これは、以下に対応することで、達成できる場合もある。

- 公平性に対する機構の検討課題、議事録又は公平性委員会から出たその他の文書をレビューすること。
- 会議の参加者を確認すること。（必要な場合、議論の場に技術者又は他の特定の専門家が出席していることを含む）、及び又は

- ABの代表者を、会議にオブザーバーとして参加させること。
- 

認定審査の最適実施要領検討グループについてのさらなる情報は、次の文書を参照されたい。

Introduction to the Accreditation Auditing Practices Group

ユーザーからのフィードバックは、AAPG が、追加のガイダンス文書を開発することが望ましいか、又はこれらの現行の文書を改訂するのが望ましいかを決定するために利用される。

文書又は発表資料についてのコメントがあれば、次の電子メールアドレスに送られたい。  
charles.corrie@bsi-global.com.

その他の文書及び発表資料は、次のウェブサイトからダウンロードできる。

[www.iso.org/tc176/AccreditationAuditingPracticesGroup](http://www.iso.org/tc176/AccreditationAuditingPracticesGroup)

### **免責条項**

本文書は、国際標準化機構（ISO）、適合性評価に関する ISO 政策委員会（ISO/CASCO）、ISO 専門委員会 176、又は国際認定機関フォーラム（IAF）の承認プロセスを経ていない。

これらの文書に含まれている情報は、教育及び連絡の目的に使用可能である。AAPG は、誤り、欠落、若しくはその他の情報を提供又はその後の情報利用により発生し得るその他の法的責任については、責任を負わない。